

諮問日 平成21年5月25日

答申日 平成21年7月17日

答 申

1 審査会の結論

平成21年4月23日、戸田市が異議申立人に対して行った、戸田市による仮処分命令申立事件（さいたま地裁平成21年（ヨ）第81号）に係る弁護士費用及び契約書の情報公開請求について、当該弁護士費用及び契約書に関する情報（以下「本件情報」という。）を非公開とした決定（以下「本件非公開決定」という。）は妥当であり、審査会としては本件情報を公開すべきでないと思料する。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成21年4月16日請求に係る本件情報について、戸田市が異議申立人に対して行った本件非公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年4月16日、異議申立人は、戸田市に対し、戸田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、本件情報について情報の公開請求を行った。

イ 平成21年4月23日、戸田市は、上記アの請求に対し、条例第8条第2号及び同条第5号に該当することを理由として、非公開とする決定を行い、同決定通知書は、平成21年4月27日、異議申立人に対し送達された。

ウ 平成21年5月12日、異議申立人は、本件非公開決定について、これを不服として、条例第16条に基づき、戸田市に対し、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張及び戸田市の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、

- ・ 市役所が弁護士を9名使った理由等
- ・ なぜ9名の金額を使う必要があったのか
- ・ だから金額がいくら使ったのか
- ・ 1名であればこのように使用金額の差額があるのと、問題が関ることが重要でないの

と記載していることから、異議申立人は、戸田市が9名の弁護士に委任した理由及びその弁護士費用の額を明らかにすべく、本件情報は公開されるべきである旨を主張していると解される。

(2) 戸田市の主張の要旨

戸田市の情報非公開等決定通知書、情報公開等決定不服申立事案諮問書、及び意見陳述による、本件非公開決定を正当とする主張の要旨は、次のとおりである。

① 条例第8条第2号に該当する。

本件情報は、弁護士事務所を営む個人の当該事業に関する情報である。

現在の弁護士費用は、自由競争となっており、本件情報を公開することは、弁護士個人の弁護士業に係る競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与えるものである。

② 条例第8条第5号に該当する。

本件情報は、異議申立人が戸田市に対して行った街宣活動を禁止する仮処分申請（以下「本件仮処分命令申立」という。）に係る弁護士費用の公開を求めるものであり、争訟に関する情報である。

本件情報を公開することは、今後の争訟事務等の目的が損なわれ、又は戸田市の公正で適正な事務の執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるものである。

4 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び戸田市の主張、戸田市から提出された関連資料、並びに条例第18条第6項の定めにより提出された第三者の意見書を検討した結果、以下の理由により、「1 審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

(1) 条例第8条第2号の該当性

① 弁護士の「事業を営む個人」該当性

本号の「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいうところ、弁護士は、「事業を営む個人」に該当すると認められる（地方税法第72条の2第3項及び第10項第8号）。

② 本件情報は、事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するか。

本号の「当該事業に関する情報」とは、事業所、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうところ、弁護士は、依頼者との間で具体的事件における法律事務の処理に関する委任契約を締結し、またその際に、当該委任事務処理の対価としての報酬に関する契約を締結することによって報酬の有無及び額を決定するものであるから、本件情報は、条例第8条第1項第2号にいう「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

③ 本件情報の公開によって、事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるか。

本号の「競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるもの」とは例えば、

- ・ 事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該事業を営む個人の事業活動が明らかに損なわれると認められる情報
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、事業を営む個人の事業運営が明らかに損なわれると認められる情報
- ・ その他公開することにより、事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が明らかに損なわれると認められる情報

などを指すと解される。

そもそも本号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障するものである。また、その一方で、公益上の理由から、公開する必要が認められる情報については公開できる旨を定めることによって、法人等又は個人の事業活動の権利・利益と、市民の知る

権利（情報公開請求権）の調整を図るものである。

とすると、当該情報の開示によって、法人等又は個人の事業活動上の権利・利益が明らかに損なわれると認められるか否かは、相反する上記2つの利益を衡量し、当該情報の内容・性質を始めとして、法人等又は個人の事業内容、当該情報が事業活動等においていかなる意味を有しているか等の諸般の事情を総合して判断すべきである。

以上を前提に本件を検討するに、まず、戸田市は、自由競争となっていることを理由に、本件情報を公開することは、弁護士の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与える旨を主張する（なお日本弁護士連合会報酬規程は平成16年4月に撤廃されている）。しかし、一般的に言って、弁護士報酬の自由化（弁護士法第33条第2項：弁護士会が定める会則事項から「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が削除された）は、公正有効な競争の確保や合理性の観点からなされたものであり、その一方で、利用者の保護のため、弁護士報酬の透明化・合理化（報酬基準の作成・備置義務、報酬見積書作成・交付の努力義務、報酬の説明・委任契約書の作成義務、情報提供の努力義務）が図られていること、また平成12年10月から弁護士業務広告も自由化されていることからすると、日本弁護士連合会報酬規程が撤廃され、自由競争となっていることから直ちに、本件情報の公開が弁護士の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与えるとは言い難い。

また、戸田市は地方公共団体であり、その公的性格からすると、予算の適正な執行の確保も極めて重要であり、本件情報を公開すべき要請も高いというべきである。

しかしながら、本件情報は弁護士費用及び契約書に関する情報であるところ、そもそも弁護士への委任内容及びその費用は、事案の内容、事件の性質、事件の難易度、訴訟物の価格、依頼者の受ける経済的利益、事件処理に要した時間及び労力、弁護士と依頼者との関係等その他一切の事情を総合的に考慮して、弁護士と依頼者との協議のうえ決定されるものである。

したがってまず契約書は、弁護士費用の額のみならず、弁護士と依頼者との間の受委任事項をもその記載内容とするものであり、ここに

は依頼者との協議によって決定された弁護士の実業活動上の方針が端的に現れているものといえる。また弁護士費用の額は、個別具体的な事案の客観的事実や、弁護士又は依頼者によって異なりうるものであって、その結果、それは、個々の弁護士においてどのような訴訟事件をいかなる報酬額で受任するのかという実業活動上の方針を反映するという性格を帯びるものである。

そして、本件情報は本件仮処分命令申立に係る弁護士費用及び契約書に関する情報であること、本件仮処分命令申立のような事案においては複数の弁護士が対応することが通常であるところ、本件情報を公開すると、具体的に事件を担当している弁護士の人数を相手方当事者（仮処分の名宛人である債務者）に推知させることになり、ひいては現実に相手方当事者との対応に当たっている弁護士との関係から、当該担当弁護士が特定されうること、また現在は本件仮処分決定が得られた段階に過ぎず、引き続いて本案提起が予想されることからすれば、本件情報は係争中の案件に関するものと考えられることなどからすると、本件情報を公開することは、報酬を受けるべき弁護士が、本件仮処分命令申立事件について、いかなる評価をし、いかなる実業活動上の方針を決定したかを知らしめることになり、その結果、当該弁護士にとって、業務遂行上、重大な支障を生じさせ、ひいては目的が達成されず、その実業活動が損なわれるものと認められる。この点、弁護士が、具体的事件を離れた単なる報酬基準に関して自ら広告をしたり、情報提供をしたりすることとは全く別個の問題であるといえる。

したがって、本件情報は、「公開することにより・・・事業を営む個人の・・・事業運営上の地位に著しい不利益を与えると明らかに認められるもの」に該当するものと認められる。

よって、本件情報は、条例第8条第2号に該当するというべきである。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性

本件情報が条例第8条第2号に該当するとしても、同号ただし書に該当する場合には、本件情報を公開すべきことになる。

この点、前記(1)記載のとおりの本件情報が、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、財産及び自然環

境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないから、本件情報は、同号ただし書アに該当しない。

また、本件仮処分命令申立に係る決定（以下「本件仮処分決定」という。）は平成21年4月10日に発令されていることから、前記(1)記載のとおりの本件情報が、違法又は不当な事業活動から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないから、本件情報は、同号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第8条第5号の該当性

① 実施機関が行う事務又は事業に関する情報の該当性

本号に列挙された事務又は事業は、公開するとその適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。

本件情報は、実施機関である戸田市が、争訟事件の処理（本件仮処分命令申立）を委任した各弁護士に対して支払う報酬の額及び契約書に関する情報であることから、条例第8条第5号にいう「実施機関が行う・・・争訟・・・に関する情報」と認められる。

② 本件情報の公開によって、実施機関の当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるか。

本号は、実施機関の事務又は事業の適正な執行を確保するため、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報を非公開情報とする旨を定めたものである。

本号の「公開することにより、実施機関の当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」とは、その性質上、公開になじまない事務事業に関するものであり、例えば、

- ・ 公開することにより、当該事務事業を実施する目的が失われるおそれがあると認められる情報
- ・ 公開することにより、反復・継続する同種の事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められる情報
- ・ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与えたり、市民全体の利益を損なったりするおそれがあると認められる情報

などをいう。

そこで本件について具体的に検討するに、本件情報は、本件仮処分命令申立にかかる弁護士費用及び契約書に関する情報であるところ、前記(1)③記載のとおり、弁護士への委任内容及びその費用は、様々な事情を総合的に考慮して、依頼者と協議のうえ決定されるものであるから、一見同種の事件であっても、これらが一律に定まるわけではない。また、本件仮処分決定がされたにとどまる現段階においては、本件情報が係争中の案件に関するものであることも前記のとおりである。さらに、本件仮処分決定が、同決定の名宛人（債務者）による街宣活動や誹謗中傷など債権者等の業務を妨害し、また業務等を毀損する一切の行為を禁止していることからすると、司法の判断によって行政の適正、円滑な執行を確保すべき要請が高かったことが認められる。

一方、本件情報が公開されると、戸田市が弁護士に委任した具体的内容及び範囲、並びに戸田市が当該弁護士に支払う弁護士費用の額及びその根拠となった各事情に関する評価が明らかとなり、係争中であるにもかかわらず、当該争訟に関する戸田市の処理方針や、弁護士との打合せの内容が容易に判明し又は推知されうる。

とすると、本件情報を公開することは、正規の交渉、訴訟手続等の場を経ないで相手方当事者に上記方針等が伝わるなどして、争訟の公正、円滑な解決を妨げるおそれがある、特定の者に不当な利益を与えるおそれがあると認められる。

したがって、本件情報は、「公開することにより、実施機関・・・の公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当するものと認められる。

よって、本件情報は、条例第8条第5号に該当するといふべきである。

- (4) 以上のとおり、本件情報について公開とする理由は存在しないから、本件非公開決定は妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上